## 個 別 事 業 計 画 書

**所管部署:**企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事	業名	景観形成推進事業	細	事 業	名					新継区分	継続事業
<b>₩</b> ∧ -	合振興計画位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る					景観法				
		1 豊かな緑と清流を守る			根拠	処法令等	京都府景観条例				
(7) 1 <u>以</u>		(5)景観保全のルールづくり									
事業	計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度	年度		当	6該年度には	おける事業の実施内容 当該年度に目			指す成果・効果	事業費
現∜	犬の課題	本市は景観行政団体の認定を受けており、国の景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。		平 成 22	★ 景観審議会(付		観保全につい 活動の推進 理と景観計画		景観保全の主体 がり 景観審議会(仮称	的な市民活動の広	2,804
具体的内	具体的な実施 内 容	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産 について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するととも に、市民とともに行う取り組みを検討する。	各計画年度ごとの事業概要と目	年度 平成33	市づ景観の	(り 現形成保全) 現条例・景観	観保全につい 活動の推進 計画に基づく		景観保全の主体 がり 景観審議会(仮称	的な市民活動の広 你)の開催 3回	2,000
事業	きの目的	市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。	要と目標・事業費	年度	市らづ景観	(り 観形成保全)	観保全につい活動の推進		景観保全の主体 がり 景観審議会(仮称	的な市民活動の広 な)の開催 3回	3
事業	事業の効果	市民とともに、"きらめく「森・里・街」"の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。		平 成 24 年 度	12 X 114		<b>記計画に基づく保全施策</b>				2,000